

仙台市環境影響評価技術指針の改定に関する指摘事項への対応について

1 前回審査会（H24.12.25）での指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>最新知見の反映や、複数の手法の提示など参考手法の適正化を、技術指針の改定に含めない理由を説明されたい。</p>	<p>法アセスにおいては、主務省令に示された参考手法を勘案し手法を選定することになっており、基本的事項は主務省令を定めるための指針であるため、参考手法の適正化について述べていますが、本市技術指針は「基本的かつ一般的な事項を定めるものであり、対象とする事業の特性及び地域特性等を勘案し、必要に応じ取捨選択、追加等を行うもの」です。つまり法アセスにおける「参考手法」に該当するものを本市制度では設定せず、事業者が手法全般から、個々の事業の特性、事業地の地域特性を踏まえ、適した手法を自ら絞り込んでいくというきめの細かい選定を行うことから、参考手法の適正化について技術指針の改定を行う必要はないと考えております。</p> <p>なお、本市技術指針では「今後の事例の積み重ねや科学的知識の進展等により適宜必要な改訂を行う」とされており、既に最新知見を反映させる必要性については明記されております。</p>	<p>添付資料 -1、 資料 2-2 参照</p>
2	<p>事後調査についての助言を技術指針の改定に含めない理由を説明されたい。</p>	<p>法アセスにおいては、事後調査は①調査、予測及び評価の不確実性が大きい場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合、③工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④代償措置を講じる場合に行うものと位置づけられていることから、調査項目、調査方法、実施時期などを含む事後調査計画を策定する時点で、専門家の助言が必要になります。</p> <p>一方、本市制度においては、事後調査は予測及び評価の検証と位置づけており、すべての予測評価項目において、調査方法と同じ方法を用い、予測した時期に実施することとなっており、項目や手法の選定について助言を受ける余地がないため改定を行う必要はないと考えております。</p> <p>ただし事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり必要に応じ専門家の助言を受けるという規定につい</p>	<p>添付資料 -1、 資料 2-2 参照</p>

		ては、技術指針も同様に改定するよう考えております。	
3	2 (1)は市の制度が既に同等以上のことを行っているため改定を行う必要がない事項とのことだが、各項目の説明を読んでもそれが明確に伝わらない。	2 (1)としていた内容のうち、法と条例の制度の違いによると考えられるものについて再整理を行いました。	添付資料-1
4	計画段階配慮書手続の導入は、今後どのように検討する予定なのか。	今後、国の運用実績や他都市の事例等も参考に、仙台市環境審議会に諮りながら本市の制度を検討してまいります(H24.12.3開催の仙台市環境審議会に報告済み)。	添付資料-2 参照

2 前回審査会 (H24.12.25) 以降の指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	p.18 や表 2, 表 4 中の「景観等」－「自然との触れ合いの場」に関して、把握すべき内容や評価方法などが主観的に成らざるを得ない。工事中や供用後の状況を予想するのは利用者にとっては困難な部分があるため、できるだけ数量的な扱いの工夫ができるよう次のとおり提案する。 ・開発行為や構造物の出現など、該当地域の改変に伴う景観や利便性(自然との触れ合いやアクセス状況)の変化について、完成予想図などを見せながら利用者の意見を聞き取る。	本市技術指針 表 5 景観において、予測方法に「フォトモンタージュ等視覚資料の作成」、「評価実験」が既に記載されていること、そして本市技術指針マニュアルの景観の章で、評価実験の具体的な方法として、写真等視覚的的刺激による選択、比較等が明記されていることから、ご提案の予測方法については現行の技術指針に基づいて対応可能と考えております。	
2	表 2 中の「水環境－水質－有害物質」の環境影響の内容について、有害物質の定義があり、「その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち当該事業により使用等が想定されるもの」(※欄外全文参照)の部分は、環境基準項目でなくても最新の知見などで疑わしいと指摘されている化学物質も含まれる、と解釈して良いか。	仙台市環境影響評価技術指針マニュアルの P.174 に、「有害物質については、環境基準設定項目や法による規制物質以外の物質であっても基準の変更及び最新の研究の成果等により、必要に応じて対象とする」と記載しており、ご指摘のような化学物質も対象となります。	

※有害物質とは、環境基準の健康項目、要監視項目、水質汚濁防止法等による規制物質、農薬その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、生成、排出等が想定されるもの

仙台市環境影響評価技術指針の改定について

環境影響評価法の基本的事項※（以下「基本的事項」という。）の平成 17 年、平成 24 年の改正に対応するため、仙台市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）を改定したい。

※環境影響評価法において対象事業種ごとに主務大臣が定めるべき第二種事業の判定基準や環境影響評価項目等選定指針などに関して、対象事業種にかかわらず横断的に基本となるべき事項について環境大臣が定めるもの。

1 技術指針を基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する事項

基本的事項の改正と同様の趣旨で指針を改定することが、本市環境影響評価制度の運用に資する事項については、技術指針を改定する。

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連 【方法書段階部分】			
事業特性・ 地域特性 の捉え方	17-①	事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握する。	事業特性には環境保全の配慮の内容も含まれるが、環境保全の配慮については、その内容に至るまでの検討経緯やそれぞれの段階での内容の把握が重要であることからその必要性を新たに明確化する。 例えば、高層建築物を自社ビルとして建築する場合、初期の段階では車の出入りは標準レベルと考えていたが、事業の具体化に伴い荷物の搬送が現状より多くなることが予想され、周辺道路への影響の軽減と、車両の円滑な出入りを目指すために敷地内の車両動線を変更するとともに建築物の配置も若干変更させることになったという場合はその経緯と内容も事業特性に含める、ということ。
	17-②	地域特性に関する情報の把握は、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も含める。	地域特性が時間的に変化するものであることに留意する必要があることを規定する。 例えば、現状は周辺にあまり人家はないが、将来住宅の増加が見込まれる場合は、事業実施により大気汚染や騒音等の影響をうける対象として把握し、調査・予測等を行っていく、ということ。
項目・手法	17-③	選定項目及び手法について、選定の理由を明らかにする。	選定項目の理由を明らかにすることは技術指針に規定済のため、手法の選定理由を明らかにすることを規定する。

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
の選定	17-④	項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。	項目や手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けることの必要性を認め、助言を受けた場合には助言内容及び専門家等の専門分野を方法書や準備書等において明らかにすることを規定する。
影響要因の捉え方	17-⑤	対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響を影響要因として整理する。	例えば、工作物等を撤去した上で事業を実施する、または事業実施後に工作物等を撤去する場合に発生する騒音、粉じん、廃棄物等による環境影響も把握する、ということ。ただし、当該撤去の行為が、事業の実施と一連の行為、つまり撤去しないと建てられないとか、新しい建物が建ったから撤去する等として位置付けられている必要がある。
調査について	17-⑥	調査法の選定時に、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえる。	同左の趣旨のとおり改定する。 具体例を掲げるならば、現状は人家が少なく影響を受ける対象が殆どないことから簡易な調査を行うことが妥当であっても、将来住宅の増加が見込まれることから、影響を受ける対象が増えることになるため、それに合わせて調査法を選定する、ということ。
	17-⑦	年間を通じた調査は、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。	年間を通じた調査を実施する際に、調査対象となる環境の状況の変動が少ない時期（季節、月等）から開始することで、特定の年の特異な自然現象の影響を受けないよう留意することの必要性を規定する。 例えば河川流量に大きく影響をうける水質指標（BOD等）について通年調査を実施しようとする際には、河川流量が最も安定する渇水期（一般的には冬季）から開始することによって、大雨の影響等を避けることが望ましい、ということ。
予測について	17-⑧	供用後の予測の対象時期は、定常状態に加えて、設定が可能な場合には影響が最大になる時期を設定する。	同左の趣旨のとおり改定する。 具体例を掲げるならば、オリンピック会場として建設された施設の場合は、オリンピック期間に供用後の影響が最大になると考えられる、ということ。
	17-⑨	工事完了前に供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行う。	工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、当該供用（いわゆる一部供用）による環境影響を的確に把握できる時期を予測の対象時期として設定する必要性を明確化する。 例えば廃棄物最終処分場であれば、処分区画が複数から成り立

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
			<p>っていて、完成した区画から順に廃棄物の埋立の受け入れを開始する場合は、工事と供用の影響が同時に生じる時期での予測の必要性を検討しなければならない。ただし、環境影響評価手続を行う段階でこのような供用形式が事業者により計画されていることが明らかである必要があるため、「予定されている場合」に限定する。</p>
	17-⑩	<p>予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を、予測の結果との関係と併せて明らかにする。</p>	<p>予測の結果を示す場合には、その結果を導く際に用いた前提条件とペアで示す必要性を明確化する。</p> <p>例えば、3種類の前提条件、a,b,cにより予測した結果がA,B,Cであるなら、aとA、bとB、cとCを対にして、前提条件と結果の妥当性を明らかにする、ということ。</p>
	17-⑪	<p>予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにする。</p>	<p>対象事業が実施されない場合の将来の環境の状況（バックグラウンド）を明らかにするよう規定する。</p> <p>例えば、対象事業実施前に、周辺建築物が撤去されて更地になる、もしくは現在更地の場所に建築物が建設される、ということがわかっている場合は、その状況をバックグラウンドに設定した上で予測する、ということ。</p>
	17-⑫	<p>予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。</p>	<p>予測に当たって様々な不確実性を伴うことはやむを得ないことではあるが、予測の不確実性を検討するに当たり、場合によっては、予測の前提を変動させて、それに伴う結果のばらつきを把握することの必要性を規定する。</p> <p>例えば前提条件を変えても予測結果があまり変わらない場合もあれば、若干変えただけで大幅に変わるという場合がある。後者の場合は、そのばらつきの大きさから予測の不確実性も高いことが把握できる、ということ。</p>
評価について	17-⑬	<p>評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにする。</p>	<p>例えば、評価を行う際に、環境保全措置の水準が適切か、事業者として講じる最善のものであるかどうかの根拠を明らかにし、環境保全措置についても最終的に決定したものだけではなく、途中で採用されなくなったものがあればその内容と不採用となった理由を含めて経緯も明らかにする、ということ。</p>

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
	17-⑭	評価に当って照らすこととした基準又は目標の考え方を明らかにすること。	事業者が個別に法規制の適用を受けることから遵守しなければならない事項（例：大気汚染防止法上の排出基準等）についてではなく、環境保全を目的とした様々な施策等の適用に当たっての考え方を明確にした上で、適用の妥当性も併せて明らかにすることの必要性を規定する。 例えば、より安全側にたった評価を行いたいという事業者の考え方により、努力目標という位置づけのものを目標に設定するか、日本では基準が定まっていない化学物質について、外国の基準を用いることにする場合などが該当する。
助言について	24-①	助言を受けた専門家等の所属機関の属性の開示に努める。	環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましいことにより規定する。ただし専門家個人が特定されることのないよう、配慮が必要なことに鑑み「属性の開示に努める」とする。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連 【準備書・評価書段階部分】			
環境保全措置について	17-⑮	代償措置を講じる場合、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにする。	代償措置は、他の回避、低減のための環境保全措置と比較して、より慎重な検討が必要であることから、措置の内容の妥当性をより詳細に明らかにすることを規定する。 例えば希少種の移植を行うのであれば、効果として1年後にどの程度の株数が活着すると見込まれ、また移植の実施が可能であるとする根拠（環境条件等）を明らかにすること。
	17-⑯	環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにする。	環境保全措置の検討が段階的に行われている場合にあつては、段階毎（例：方法書段階、準備書段階）に環境保全措置の内容を明らかにする必要性を規定する。 例えば方法書段階の時点では周辺景観への影響を低減させるため、主に建築物の形状による保全措置を考えていたが、準備書段階ではさらに材質や色による保全措置を追加することにした、というような場合が該当する。
	24-②	事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり、必要に応じ専門家の	事後調査の結果を環境保全措置に反映させる場合、並びに事後調査の終了の時期を変更する場合は、客観的・科学的な根拠に基づ

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
		助言を受ける。	く検討が必要であることから、必要に応じ専門家の意見を聞くことを規定する。 例えば、事後調査により防風植栽の効果が十分でないことが判明した場合に、さらに風害の影響を低減させるための措置について、専門家の助言を受けた後に措置を講じ再度調査を実施することなどが考えられる。
「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連 【報告書段階部分】			
助言について	24-③	専門家の助言を受けた場合はその内容及び専門家の専門分野を記載するとともに、専門家の所属機関の属性の開示に努める。	同左の趣旨のとおり改定する。

2 技術指針の改定は行わない事項

(1) 本市の既存制度に同等又は同等以上の内容が規定されている事項

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連 【方法書段階部分】			
調査・予測・評価について	17-⑰	「触れ合い活動の場」について、施設や場の「状態」のみならず「利用の状況」も把握する。	「利用の状況」も把握するよう既に技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。
	17-⑱	「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等を把握することにより調査、予測及び評価を行う。	最終処分量等も把握するよう技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。
評価について	17-㉑	工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	本市制度では、工事による影響、供用による影響等の環境影響要因に関わらず環境基準との整合性が図られているか否かを検討することとしているため、技術指針の改定は必要ない。
項目・手法の選定	24-④	評価範囲に「低周波音」を追加する。	本市制度では、既に「低周波音」を項目としているため、技術指針の改定は必要ない。
「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連 【報告書段階部分】			
事後調査について	24-⑧	必要に応じて事後調査や環境保全措置の結果等を公表する。	本市制度では、環境保全措置の結果を含め事後調査結果を事後調査報告書として提出し縦覧に供することを定めているため、技術指針の改定は必要ない。
	24-⑨	事業途中で事業主体が変わった場合の対応を記載する。	本市制度では、事業途中で事業主体が変わった場合は、新たに事業

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
			者となった者が事後調査に関する手続きを行うことが規定されているため、技術指針の改定は必要ない。

(2) 法と条例の制度の違いなどにより、盛り込む必要がない事項

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
「判定基準に関する基本的事項」 関連 【スクリーニング段階部分】			
判定基準	24-不	「判定基準に関する基本的事項」 関連	法アセスでは第1種事業と第2種事業を事業の規模により定め、第1種事業は必ず環境アセスを行い、第2種事業は環境アセスが必要かどうかを個別に判断する仕組みになっている。そのため第2種事業に対し環境アセスが必要かどうかを判断するために「判定基準に関する基本的事項」を定めている。一方本市制度は第2種事業の規模よりさらに小規模事業を対象とし、該当する事業すべてが環境アセスを行うことになるため、「判定基準に関する基本的事項」の改定内容を反映させる必要がない。
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連 【方法書段階部分】			
項目・手法の考え方	17-⑱	主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」を、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とする。	法アセスでは、改正前は対象事業ごとに項目及び手法がそれぞれ「標準項目」、「標準手法」として定められ、選択する必要はなかった。改正後は対象事業の一般的な事業内容ごとに項目及び手法が「参考項目」、「参考手法」として定められ、そこから選定する仕組みとなった。本市制度では、項目及び手法全般から、個々の事業者が事業特性、地域特性を踏まえて項目と手法を絞り込むという、きめの細かい選定を行うため、「参考項目」、「参考手法」を設定する必要がなく、それらに関する基本的事項の改定内容を反映させる必要がない。
	17-⑳	項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえ、行う。	
項目・手法の選定	17-㉑	参考項目の設定時に、「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」を明らかにする。	本市制度では、項目全般から事業者が事業特性、地域特性を踏まえて項目を選定することとなっており、対象事業の種類ごとに選定すべき参考項目を設定していない。よって参考項目の設定時に関わる基本的事項の改正を反映させるよう技術指針を改定する必要はない。
	17-㉒	参考項目及び参考手法の設定時に、踏まえた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違を把握する。	

分類	番号※	基本的事項の改正内容	改定方針の解説
	24-⑤	最新知見の反映、複数の手法の提示など参考手法を適正化する。	本市制度では、 手法全般から 事業者が事業特性、地域特性を踏まえて手法を選定することとなっており、 対象事業の種類ごとに選定すべき参考手法を設定していない 。よって参考手法の適正化に関する 基本的事項の改正を反映させるよう 技術指針を改定する必要はない。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連 【準備書・評価書段階部分】			
事後調査について	17-㉔	工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性を検討すること。	本市制度では、予測評価結果の検証のためすべての予測評価項目について事後調査を実施することとしており、予測を反映した環境保全措置（代償措置を含む）の結果もすべて把握される。よって、 左記のように、どのような場合に事後調査の必要性を検討するかを記した基本的事項の改正内容に反映させるよう 、技術指針を改定する必要はない。
	17-㉕	代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討する。	
助言について	24-⑥	事後調査の項目及び手法の選定については、 終りの判断にあたり 必要 に応じ専門家の助言を受けること。	本市制度では、 予測評価結果の検証として事後調査を位置づけているため 、事後調査の項目はすべての予測評価項目、手法は調査手法に準じるもの、調査時期は原則予測時期としている。 よって事後調査の項目や手法を選定する際に専門家の助言を受ける余地がないことから 、技術指針の改定は必要ない。
「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連 【報告書段階部分】			
事後調査について	24-⑦	原則、事業（工事）終了段階で1回作成する。	本市制度では、事後調査は供用後まで実施することとなっており、また、事後調査報告書は事後調査の実施状況に応じ、適宜、作成提出することとなっていることから、左記基本的事項の改正のとおり技術指針を改定する必要がない。

3 今後の本市の制度検討結果によって対応方針を決定する事項

平成 23 年の環境影響評価法の改正による計画段階配慮書手続の導入に対応するための改正部分については、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。

※平成 17 年度改正分は該当なし

分類	番号※	基本的事項の改正内容	対応方針の解説
「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」 関連 【計画段階配慮書段階部分】			

分類	番号※	基本的事項の改正内容	対応方針の解説
計画段階配慮	24-全	「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」 関連	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行う場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。
「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」 関連 【計画段階配慮書段階部分】			
計画段階配慮	24-全	「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」 関連	作成された計画段階配慮書について一般及び関係地方公共団体からの意見を求める場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する..
「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連 【方法書段階部分】			
調査・予測・評価について	24-⑩	配慮書手続段階の検討結果を活用する。	計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（方法書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。
「環境保全措置指針に関する基本的事項」 関連 【準備書・評価書段階部分】			
環境保全措置について	24-⑪	配慮書手続の結果等を反映する。	計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（準備書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。

※番号は平成 24 年 12 月 25 日環境影響評価審査会資料 4－3 に対応。「17-」は平成 17 年改正内容、「24-」は平成 24 年改正内容。

参考：

環境影響評価の「基本的事項」及びそれに基づく「主務省令（廃棄物最終処分場）」の改正に関する解説等（環境省総合環境政策局 平成 18 年 11 月）

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（環境省総合環境政策局 平成 24 年 3 月）

仙台市環境影響評価条例の一部改正等について

仙台市環境局環境部
環境都市推進課

1 条例改正の概要

(1) 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加

平成 23 年 12 月の改正において、環境への適切な配慮を担保しつつ、東北地方太平洋沖地震からの速やかな復旧・復興に考慮し、特に緊急に実施する必要がある事業として市長が認めるものについて、特例的に環境影響評価等の手続の簡略化を可能とした。

このとき、対象事業は以下の 2 事業としていたが、

- ① 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業
- ② 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第二条第二項に規定する集団移転事業

この度の改正により、「東部復興道路整備事業(県道塩釜亘理線のかさ上げ事業)」【資料 2-3 参照】を手続簡略化の対象事業に追加するもの。

(2) 法改正対応

環境影響評価法の改正(平成 25 年 4 月施行分)に対応するもの。

2 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加

(1) 改正の必要性

東部復興道路整備事業(県道塩釜亘理線のかさ上げ事業)は、道路としての機能に付け加えて一定の津波防御機能を併せ持つ施設の整備事業であり、仙台市復興計画にも示されている。地元地域の住民から、津波に対する安全性を早期に確保して欲しいという強い要望が多数寄せられている状況のもと、可能な限り早期に、地域住民や東部地域で働く人々が安心して生活し、働くことのできる環境の確保を実現するためには、東部復興道路整備事業に早期に着工する必要がある。

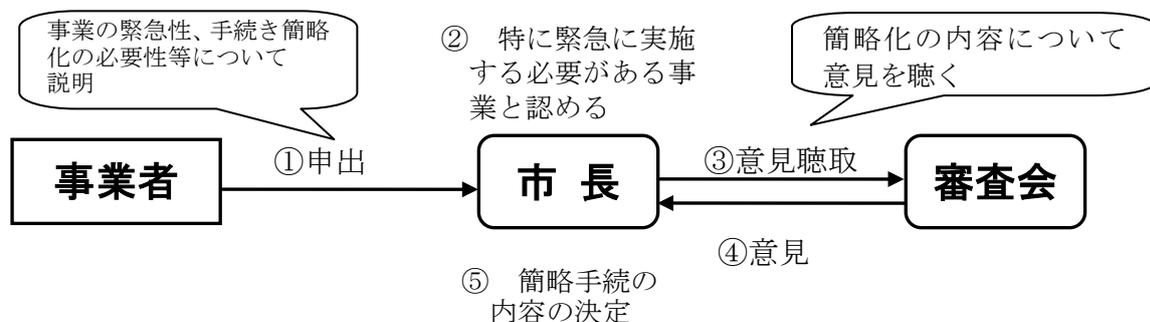
このため、条例改正を行い震災特例対象事業に東部復興道路整備事業を追加し、手続の簡略化を可能とすることが必要である。

(2) 手続の簡略化(平成 23 年 12 月改正時 対象事業と同様)

[簡略化のイメージ]

- ① 一連のアセス手続きを構成する手続要素自体を省略すること。
(例:方法書の作成の省略)
- ② 手続要素に充てる期間が規定されている場合に、その期間を短縮すること。
(例:評価書の縦覧期間を1か月から半月に短縮)

手続き簡略化までの段取り



[考え方]

簡略化は、復旧・復興事業のうち、①市民の生命・生活を守るための事業であって、②通常のアセス手続の迅速化をもってしても事業の緊急的な実施に対応できない場合に限る。

3 法改正対応

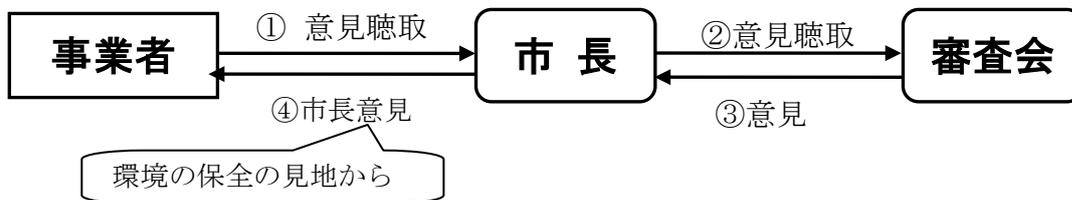
(1) 法改正の内容(平成 25 年4月施行分)

法改正事項	法改正の趣旨	対応方針
計画段階配慮書の手続の新設	事業の実施段階では事業の枠組みが既に決定されており、柔軟な環境保全措置等が困難という限界を補い、事業の早期段階での環境配慮を可能とする。	<p>条例アセス制度への導入 今後、運用実績や他都市の事例等も参考に本市の制度を検討する。 【資料2-4、5参照】</p> <p>法アセス対象事業への対応 法アセス事業の配慮書への市長意見形成時に審査会の意見を聴取する規定を条例改正により追加する。</p>
環境保全措置等の公表等(報告書)	事業者により事業着手後の環境保全措置の実施状況等を明らかにさせ、評価後の環境配慮の充実を図る。	現行条例制度が改正法より充実しているため改正不要。【資料2-4参照】

(2) 改正の内容

法アセス事業の配慮書について、市長意見が求められることとなるため、配慮書への市長意見形成に際し、方法書、準備書への意見と同様に、環境影響評価審査会からの意見を聴取する規定を設ける。

法アセス 計画段階配慮書への市長意見形成



※その他、法改正による引用条文の変更などに対応する改正を行う。

4 条例の施行日

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 震災特例(手続の簡略化)対象事業の追加部分 | 公布日 |
| (2) 法改正対応部分 | 平成 25 年4月1日 |

5 その他(風力発電所の取扱い)

政令改正により、風力発電所の設置が法アセスの対象となった(平成 24 年 10 月)こと、近隣自治体(宮城県、福島県)が対象とする予定であることを踏まえ、本市においても条例の対象事業とする(規則改正。平成 25 年4月 1日施行予定)。【資料2-6参照】

(参考) 法改正事項(平成 24 年4月1日施行分)に対応するための改正は実施済み(平成 23 年 12 月 16 日改正)

- 方法書における説明会の開催の義務化
- 方法書に加えて要約書の送付の義務化
- 電子縦覧の義務化
- 政令で定める市から事業者への直接の意見を述べるに際し、事前に審査会の意見を聴取する規定を追加